

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成27年2月24日(火)午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

青田和憲, 飯田伸二, 佐藤敬子, 白石 哲, 住田 環, 田中利武, 秦野恵子,
松尾和行, 世森亮次(五十音順, 敬称略)

4 議事内容

【テーマ】調停事件における子の福祉の充実について

(1) 子の福祉に関わる調停事件での対応等についての説明

(2) 意見交換(□:委員長, ◇:委員(学識経験者), ◆:委員(法曹関係者),
●:裁判所)

◇ 家事事件における調停委員の役割は重要だと思うが, 大分県内に調停委員はどの位いるのか, また, 調停委員になるために必要な資格や待遇等についても伺いたい。

● 大分県内に約200人の家事調停委員がおり, 大分本庁で約70人, 中津支部で約50人, 杵築支部, 佐伯支部, 竹田支部, 日田支部にはそれぞれ約20人が勤務している。

調停委員になるための資格については, 弁護士になる資格を有する方, 家事の紛争解決に有用な専門的知識, 経験を有する方, または, 社会生活上, 豊富な知識, 経験を有する方であって, 人格, 識見の高い, 原則として40歳以上70歳未満の方の中から最高裁判所によって任命される旨, 調停委員規則第1条に規定されている。また, 調停委員は任期制を採っており, 任期は2年間で, 任期終了後の再任も可能であるが, 再任に当たっては, 改めて, その資質, 能力等を裁判所で審査をした上で再任するという手続きになって

いる。

調停委員には、弁護士、司法書士、社会福祉士の方はもちろん、教職員OB、公務員OB、あるいは、金融機関OB、自営業の方もたくさんいる。家庭裁判所としては、調停委員は非常に重要な役割を果たしているのので、その発掘に向けて日々尽力しているところである。

待遇面に関しては、調停委員には、調停に携わった期日ごとに日当を支払っているほか、自宅等から裁判所に来ることになるので、登庁のために要した費用を支払っている。

◇ 説明資料の中に、「面会交流事件」という表記があるが、「事件」というと何か特別な感じがする。具体的にどのようなことを指して「事件」と言っているのか。

◆ 言葉の使い方として、裁判所で取り扱っていることのほぼ全てについて「事件」という言葉を使っている。「事件」という言葉自体に大きな意味がある訳ではない。ただ、裁判所に紛争が持ち込まれる以上は、円満ではなく、当事者間では話し合いができない状況であると思われるので、そういった意味では、ひとつの「事件」ということなのだろうと思う。

「事件」の具体的な中身については、一つは今回のテーマである、話し合いの場を持ちたいとして申し立てられる調停、もう一つは、およそ話し合いができるような状態ではなく、裁判所で裁判をして欲しいという審判がある。

面会交流については、裁判所が、「何回会わせなさい」などの裁判をしてみたところで、なかなかそれが円滑にいくとは思えないので、基本的には話し合い優先というのが、他の家事事件よりも重視する度合いが大きく、ほとんどを占めている。

◇ 裁判所のサイトで大学教授の講演を見てきたが、その中で、現時点では、特に世界標準ではあまり主流ではないという前提でお話をされていたと思うが、子どもに対する代理人制度という言葉が出てきた。日本では既に始まっ

ているということであったが、それについて何か情報があれば教えていただきたい。

- ◆ 家事事件手続法の施行に際してできた、子どもについても手続代理人を裁判所で選任することができるという制度である。既に日本でも導入されている。例えば、面会交流、親権など子どもに直接利害が及ぶような事件について、子どもが手続きに主体的に関わっていくような場面で、専門家である弁護士に援助をしてもらう必要がある場合には、これを選任することが可能とされている。ただ、面会交流事件というのは、手続きなどがなかなか理解できない年齢の子どもが多いということもあり、まだ、それほど使われている状況にはない。これはまだ始まったばかりの制度であり、これから先どのようになっていくか、まだ何も言えないところがある。

□ 実際の利用状況を紹介できないか。

- ◆ まだまだ難しい問題があり、現実にそれほどたくさん使われていない。今後活用できるように関係機関もいろいろと工夫をしていかなければならないという段階ではないか。

◇ 保護者を取り巻く環境が変わってきたという説明があった。本来は、家庭裁判所に持ち込まなくても家族関係が円満であるのが理想だと思う。育児休暇制度があるが、私企業では、現実にそれを利用する男性は少ないのではないか。社会全体の機運を醸成するため、裁判所をあげて呼びかけを行うなどの取組、働きかけなどの方策はないのだろうか。

- ◆ 一般的に、もう少し男性も育児休暇をとり、子育てに参加しましょう、という働きかけは、裁判所というよりは、行政の分野になじむもので、行政側からのアプローチが大事だと思う。裁判所では、裁判官を含めた男性職員も育児休暇を取得している状況にある。一般企業に比べ、そういった制度が充実していたり、取得しやすかったりする面もあるだろうと思う。

◇ 大企業では可能であるかもしれないが、中小、零細企業になるとなかなか

難しい面もあると思う。いずれにしても、子どもたちが健やかに育っていくことが大事なのであって、是非、そういった社会の実現に努力していかなければならないと思っている。

- ◇ 小さい企業だと、男性が育児休暇を取ることになると、たちまち、1人補充しないといけないなどの問題になるのが現実なのではないか、と思う。

子どもを巡る背景事情という話もあったが、核家族化が大きく影響しているのではないか、と思う。

子どもの面会交流について、新聞で大きく扱われているのを見たが、調停の場でも大きな問題になるのだな、と感じた。

- 両親の間に葛藤があって、対立が残っている場合が多い。子どもと一緒に暮らしている側の親が、もう一方の親に会うことが子どもにとって大事なことであるという認識を持ってないことがどうしてもある。子どもがその親と会ったときに非常に楽しく過ごせたのに、家に戻った後で、一緒に住んでいる親が根ほり葉ほり聞いたりすると、そのようなやり取りの中で、子どもが委縮して、せっかく楽しかったのに、以後会いに行きたくないというように変化していくことは多く見られる。一緒に住んでいる親の方が、子どもがもう一方の親に会いに行くことで、いろいろなアドバイスをもらったり、楽しい体験を繰り返すことが大切なこと、というように思えるように変化することに時間がかかるのかな、と思う。

欧米では、夏休みになったら1か月間は監護していない方の親のところに行かせなければならない、といったシステムを作っている国もある。日本はそこまでっていないが、徐々にそのような形での行き来が円滑になるようにしていかなければいけないのではないか。子どもにとって、片方の親と完全に遮断するということがいい結果にならないこともあるのではないか、と思っている。ある機関が、親が離婚した経験のある子どもに聞き取りしたところ、一緒に暮らしていない親と会えないことが非常に辛かったというアン

ケート結果がでている。よほどひどい虐待を受けたなど、そういうことでもない限り、接点を持てるようにしておくことが子どものためにはいいことだと思っている。

- ◇ 家事事件が増えているので家裁調査官の定員を増やすようなことは考えていないのか。
- 家事事件については、子どもの調査件数が少し増えているが、家裁調査官が担当する職務の中で、少年事件が少年人口の減少を背景として非常に減少している。従って、家裁調査官が今後増員される流れになく、むしろ、少年事件の担当者に、少し家事事件を担当させるようにするといった対応を取っている。
- ◆ 家事事件の中で、親権の指定や面会交流に関して、子どもの意見、希望をどの程度反映すべき、あるいは、反映しないほうが良いと考えているのか。
- まず、法律も、親権の指定や面会交流など子どもが影響を受ける手続においては、子どもの意思を把握するように努め、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないと定めており、事案にもよるが、子どもの意見や希望を考慮することになる。そして、子どもの調査に当たって意向を確認するけれども、意向を確認する前に、意向を受けたことは必ず実現するとは限らないということをきちんと説明した上で話を聞いている。例えば、子どもから、みんなで一緒に暮らしたいという希望が出たりするが、父母が争っている限りはそれは実現不可能で、希望を聞いたけれども、必ずそのようになるとは限らないという前提で話をしている。
- ◆ 子どもから意見を聞くということは非常に難しいと思っている。司法面接という手法があって、検察官も子どもからの聞き方をトレーニングして、スキルアップすることが必要だと思っている。家裁調査官や調停委員がスキルアップのためにやっていることがあれば教えていただきたい。
- 司法面接については、はっきりとした意思表示が確認できる場合には高度

面接できちんと聞くこともできるが、就学前の子ども、就学していても年齢が小さい子どもは心情と話すことが逆ということがかなりあって、司法面接についてかなりトレーニングはしているが、すべてがそれでうまくいくわけではない。そういった場合は、例えば、いろいろなテストで内面を把握することなども取り入れながら、ミックスさせているのが実情である。もちろん、司法面接についての講義を受けたり、研修で取り上げたりしているが、実際問題として、そのみでやっているということではない。

- ◆ 面接交流や養育費の支払いなどが調停で決まるが、これを実現していくところが難しいことだと思う。どういうことが考えられるのか。
- 養育費などは、給料の差押えなどで対応できるが、面接交流に関しては実施できない場合、何か代替で実施できるようなことはない。対立が激しい場合は、あっせん機関を通じて面会交流を実施するということをやっている地域もあるが、大分県にはそういう団体がない。弁護士には、事件後も、仲介役になって面会交流を実施している人もいる。今後、大分県内にも、そのような仲介機関、あっせん機関の設置が望まれるところである。
- ◆ 面会交流の強制手続はあるのか、という質問だと思うが、一般の金員の支払いや不動産の引渡等を求める民事裁判であれば強制執行ということが予定されている。しかし、子どもとの面会交流は、子どもと暮らしている親（監護親）と暮らしていない親（非監護親）が協力して行われるべきもので、監護親が、子どもを非監護親に会わせないとして協力しないと、現実には実施できない。子どもは物ではないので、強制的に監護親の下から取りあげて非監護親に会わせるようなことはできない。ただし、法律上、一定の要件を満たせば間接強制という方法がある。面会交流の日時又は頻度、交流の長さ、子の引渡しなどの方法が明確に定められた審判や調停に従わない場合は、一定の金銭を強制的に支払わせるという制度である。ただ、どんなにお金を支払うことになっても絶対に子どもを会わせません、という人に対しては、効

果がないというのが現実である。

- ◇ 子どもの意識も変わっていると思うが、子どもの方が大人よりもドライになっているような傾向があれば教えていただきたい。
- 小さい子ども、小学生以下の子どもについては、それほどドライになっているとは感じないが、それ以上の子どもは、スマホなどを持つとそちらに関心が行ってしまっていて、めんどくさいという反応が出てくることがある。面会交流をしても、途中で子どもの反応がコロッと変わってしまい、親が戸惑うことがある。何となくめんどくさくなるのが、昔に比べると少し早いかな、という感じはしている。親が子どもの変化についていけないことがある。
- ◇ 面会交流などに関係する子どもの多くは、小中学生だと思う。学校現場との連携はどのように行っているのか。
- 監護している親から、保育園の連絡帳や通知表などの資料を提出してもらっている。また、調査官が学校等に出向いて、担任の先生に会う場合もある。ただ、そこまでしなければ今の監護状況がよく分からない場合のみに行き、家裁調査官が学校に行って就学状況を確認するのはごく一部のみである。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成27年7月2日（木）午後3時から

(2) テーマ

少年事件における被害者配慮の制度について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室